3　経済産業大臣は、第一項の承認の申請が、告示で定める基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

4　第一項の承認を行う場合において、経済産業大臣が必要があると認めるときは、合成メタン又はバイオガスの調達に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（各一般ガス導管事業者又は各特定ガス導管事業者が回収すべき合成メタン等調達費の額等の通知）

第二十条の四　経済産業大臣は、前条第一項の承認をしたときは、前条第二項第三号の地域において自らが維持し、及び運用する導管により託送供給を行う事業を営む一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。通知した事項が変更されたときも、同様とする。

一　回収すべき合成メタン等調達費の額

二　回収の期間

三　回収の対象となる地域

四　合成メタン等調達費相当金（一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者がこの項の通知に従い回収した金銭をいう。）を払い渡すべき申請ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五　前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

2　経済産業大臣は、前項の通知をしたときは、遅滞なく、同項第四号の申請ガス小売事業者に対し、同項の規定により通知した事項のうち当該申請ガス小売事業者に係る事項を通知するものとする。

（変更の承認等）

第二十条の五　第二十条の三第一項の承認を受けたガス小売事業者は、同条第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十六の三の合成メタン等調達費変更承認申請書に合成メタン等調達費の額の根拠を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2　第二十条の三第一項の承認を受けたガス小売事業者は、当該ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　第二十条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の承認に準用する。

（託送供給約款において定めるべき事項）

第六十四条　法第四十八条第一項の託送供給約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　連結託送供給（一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者が一の需要場所に対する託送供給を連続して行う場合における託送供給のうち、当該一の需要場所に対して行う最後の託送供給以外の託送供給をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ～ワ　（略）

二　（略）

（新設）

（新設）

（託送供給約款において定めるべき事項）

第六十四条　法第四十八条第一項の託送供給約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　連結託送供給（ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十七号）別表第一第一表に規定する連結託送供給をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ～ワ　（略）

二　（略）